

## 4. 補償の概要

この保険の被保険者は以下のとおりです。

	行事の主催者	行事の参加者
傷害保険	△*8	○
賠償責任保険	プラン① プラン②	○ ○
		X

\*8. 主催者等行事に参加しない者を除くことができます（主催者のみでのお引受けはできません）。

被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金			保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。		●ご契約者、被保険者（行事の参加者）や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じたケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産によるケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動等によるケガ *12 ●核燃料物質の有害な特性等によるケガ ●むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの等
後遺障害保険金	行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。		
入院保険金	行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、入院された場合、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。		
傷害手術保険金	行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*9または先進医療*10に該当する所定の手術を受けられた場合、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限ります*11。 *9 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *10 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します。）。 *11 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。		*12 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
通院保険金	行事参加中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、医師の治療を必要とし、通院（往診を含みます。）された場合、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師の指示により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。		
賠償責任保険	被保険者が行事で使用または管理する施設の欠陥や、行事の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担した場合に、次の損害に対して保険金をお支払いします。 ①法律上の損害賠償金 ②争訟費用 ③損害防止軽減費用 ④緊急措置費用 ⑤協力費用 ・①については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額に対して保険金をお支払いします。ただし、ご契約された支払限度額が、お支払の限度となります。 ・②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、①法律上の損害賠償金>支払限度額となる場合は、②争訟費用は、以下の式に従ってお支払いします。  $\text{お支払いする保険金} = \text{(2)争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{(1)法律上の損害賠償金}}$ ・①については、賠償責任の承認または賠償金額の決定前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。 ・②～④については、支出前に弊社の同意が必要となりますので、ご注意ください。		①ご契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波または高潮 ③他人との特別の約定によって加重された賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体障害（死亡を含みます。） ⑤航空機、昇降機（貨物専用のものを除きます。）、自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理 ⑥施設外にある船、車両（自転車等人力によるものを除きます。）または動物の所有、使用または管理 ⑦販売した商品、飲食物を原因とする食中毒その他の事故 ⑧仕事の終了または引渡し後、その仕事に欠陥があつたため生じた事故 ⑨石綿（アスベスト）、石綿の代替物質等の発ガン性その他の有害な特性に起因する事故 ⑩汚染物質の排出・流出・いっ出または漏出（ただし、排出等が不測かつ突然の急激で、所定の期間内に発見・通知された場合はお支払いの対象となります。） ⑪医療行為等法令により特定の有資格者以外行うことが禁じられている行為

上記傷害保険におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。